

# 山梨県公報

第十二百三十三号

平成十三年

十月十一日

木曜日

## 目次

山梨県知事の職務を代理する者を定める規則の一部を改正する規則	五三九
山梨県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	五三九
山梨県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則	五三九
告示	
山梨県林業改善資金貸付基準の一部改正	五四二
道路の区域変更(二件)	五四二
河川区域の指定の一部改正	五四二
字の区域変更	五四三
公告	
大規模小売店舗の新設に関する届出	五四三
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十三件)	五四三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	五四六
教育委員会	
山梨県指定史跡名勝天然記念物の指定の解除	五四六
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	五四七
遊技機の型式の検定	五四八
正誤	
昭和四十八年三月一日付け第千六百四十五号	五四九

## 規則

### 山梨県規則第八十二号

山梨県知事の職務を代理する者を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天野 建

山梨県知事の職務を代理する者を定める規則の一部を改正する規則

山梨県知事の職務を代理する者を定める規則(昭和四十二年山梨県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「福祉保健部長」を「企画部長」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山梨県規則第八十三号

山梨県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天野 建

山梨県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山梨県林業改善資金貸付規則(昭和五十一年山梨県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二号様式(その二)を削り、第二号様式(その三)を第二号様式(その二)とし、

第二号様式(その四)を第二号様式(その三)とする。

第二号様式(その五)中  
「専業 専 業 計 画 専 業 計 画  
を 「専業 専 業 計 画  
(施業 受委託導入条件整備資金) 」 (施業 受委託促進

専

に改め、同様式を第二号様式(その四)とする。

第二号様式(その六)を第二号様式(その五)とし、第二号様式(その七)を第二号様式(その六)とし、第二号様式(その八)を第二号様式(その七)とし、第二号様式(その九)を第二号様式(その八)とし、第二号様式(その十)を第二号様式(その九)とし、第二号様式(その十一)を第二号様式(その十)とし、第二号様式(その十二)を第二号様式(その十一)とし、第二号様式(その十三)を第二号様式(その十二)とし、第二号様式(その十四)を第二号様式(その十三)とする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山梨県規則第八十四号

山梨県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年十月十一日





項から十の項までの規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける資金について適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

# 告示

## 山梨県告示第四百三十五号

山梨県林業改善資金貸付基準（昭和五十一年山梨県告示第六百八十七号の二）の一部を次のように改正する。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天 野 建

第一の表一の項貸付対象経費の欄中「林齢十六年生から四十年生まで」を「林齢二十一年生から四十五年生まで」に、「林齢十六年生から三十五年生まで」を「林齢十六年生から四十年生まで」に改め、同項貸付対象者の欄中「協業体」の下に、「素材生産業者（法人にあつては、資金の額若しくは出資の総額が千万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）、素材生産業者の組織する団体」を加え、同表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とし、同表五の項資金種類の欄中「施業受委託導入条件整備資金」を「施業受委託促進資金」に改め、同項貸付対象経費の欄中「立木の管理の委託に係る委託料の一括払い費用」を「施業の委託に係る委託料の支払の費用又は立木の管理の委託に係る委託料の支払の費用」に改め、同項を同表四の項とし、同表六の項貸付対象経費の欄中力を削り、キを力とし、クを削り、ケをキとし、コを削り、サをクとし、シをケとし、スをコとし、セをサとし、ソをシとし、タをストし、同項摘要の欄中「ケ、サ、ス、セ、ソ又はタ」を「キ、ク、コ、サ、シ又はス」に改め、同項を同表五の項とし、同表七の項貸付対象経費の欄（一）中「パーカ」の下に「又はツイン丸のご盤」を加え、「農林大臣」を「農林水産大臣」に、「設置費用」を「設置の費用」に改め、同欄（二）中「ツイン丸のご盤で農林大臣」を「木材乾燥施設 木材防腐処理施設又は集材製造施設で農林水産大臣」に、「設置費用」を「設置の費用」に改め、同項を同表六の項とし、同表八の項貸付対象者の欄中「六の項」を「五の項」に改め、同項を同表七の項とする。

第三の表一の項貸付対象経費の欄中（六）を削り、（七）を（六）とする。

### 附則

この告示は、公布の日から施行する。

## 山梨県告示第四百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局右和建设部において、この告示の日から平成十三年十一月一日まで一般の縦覧に供する。  
平成十三年十月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 鷲宿中道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
東八代郡境川村大字寺尾字坂下三四〇〇番 の一地先から 東八代郡境川村大字寺尾字日向林六二九番 地先まで	一〇・二丁 二三・〇	一一・〇〇 二三・〇	一六〇・〇	一六〇・〇

## 山梨県告示第四百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局右和建设部において、この告示の日から平成十三年十一月一日まで一般の縦覧に供する。  
平成十三年十月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 鷲宿中道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	旧	新		
東八代郡境川村大字寺尾字小黒沢二六七六 番地先から 東八代郡境川村大字寺尾字上原二七九四番 の一地先まで	九・〇 一九・六	九・八 二〇・二	一九八・〇	一九八・〇

## 山梨県告示第四百三十八号

一級河川宮川に係る河川区域の指定 昭和四十八年三月一日山梨県告示第五百二十三号（

の一部を次のように改正する。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天野 建

第三号図に係る区域を次のように変更する。

〔次のよう〕は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。〕

### 山梨県告示第四百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、明野村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天野 建

変更前の字の区域	大字上手字岩上一二九五の一部、一三〇九の一部、一三二〇の一部、一三二一、一三二二から一三二六までの一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部
変更後の字の区域	大字上手字早道場

## 公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年二月十一日まで縦覧に供する。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天野 建

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一

2 住所 甲府市丸の内一丁目十六番四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 オギノ吉田店

(二) 所在地 富士吉田市下吉田四千九百五十五番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(一) 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一

(二) 住所 甲府市丸の内一丁目十六番四号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成十四年五月十九日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千六百五平方メートル

三 届出年月日

平成十三年九月十八日

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第九十号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天野 建

一 処分をした年月日 平成十三年九月三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社浅間組

2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川大門町高田二千三百八十九番地

3 代表者の氏名 岸本一成

三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第九二一号

四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となつた事実 平成十三年八月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第九十号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天野 建

一 処分をした年月日 平成十三年九月三日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社湯山建材
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村内野四千六百七十三番地
  - 3 代表者の氏名 湯山隆治
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第五七二三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年八月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年九月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 大藤建設
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村内野五百三十八番地
  - 3 代表者の氏名 渡邊理男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第六八八九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年八月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年九月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社構建

- 2 主たる営業所の所在地 甲府市宮原町四百三番地二
- 3 代表者の氏名 増田克巳
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第七九八六号
- 四 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年八月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年九月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 井口建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 北都留郡上野原町新田千百四十番地
  - 3 代表者の氏名 白木良雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 九)第六六八号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年九月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年九月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 名称 駒井工務所
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市古府中町五千五十四番地一
  - 3 代表者の氏名 駒井昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 九)第一二四三号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装

仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し  
五 処分の原因となった事実 平成十三年八月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年九月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 有限会社ハウジングモトツキ
- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡櫛形町小笠原四十九番地
- 3 代表者の氏名 望月万也
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第三二六八号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年九月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年九月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 名称 鈴木工務所
- 2 主たる営業所の所在地 大月市賑岡町畑倉千百三十五番地
- 3 代表者の氏名 鈴木義雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 八）第一一四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年九月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年九月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 名称 横瀬工務所
- 2 主たる営業所の所在地 東八代郡石和町窪中島六十四番地
- 3 代表者の氏名 横瀬英三
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 八）第一八七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年九月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年九月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名  
1 商号 株式会社小林工務店
- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡河口湖町船津三千六百十五番地
- 3 代表者の氏名 小林利廣
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第一七九七号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年九月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年九月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社サラサホーム山梨
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市相生一丁目二番一号
  - 3 代表者の氏名 山本誠
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第八〇三四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年九月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年九月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 若杉工務所
  - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡石和町川中島二百十一番地
  - 3 代表者の氏名 若杉龍二
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第一九六四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年八月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年九月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 株式会社丸建望月工務店
- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡竜王町西八幡四千三百九十五番地十四
- 3 代表者の氏名 望月健一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第二〇四号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年九月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び公共施設に関する工事は、完了した。

平成十三年十月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 都留市つる三丁目七一九番一、七一九番三及び七二〇番一
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

道路 ゴミステーション 公園	位置及び区域 次の図のとおり
----------------------	-------------------

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局都留建設部及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 都留市小形山一五番地六号 谷村瓦斯株式会社 代表取締役 浅沼角夫

### 教育委員会

山梨県教育委員会告示第四号

山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第三十一条第二項の規定により、次の山梨県指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されました。

平成十三年十月十一日

山梨県教育委員会



史跡名勝天然記念物の部

委員長 花輪 定徳

史跡

名称	所在地	所有者	備考
白山城跡	葦崎市神山町大字鍋山二七二三外	内藤重長外三名	解除年月日 平成十三年 一月二十九日

天然記念物

名称	所在地	所有者	備考
新倉の大断層	南巨摩郡早川町大字新倉字明川二九一三番地内一	辻美佐雄 (管理責任者 早川町)	解除年月日 平成十三年 八月十三日

公安委員会

山梨県公安委員会告示第四十一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十三年十月十一日

山梨県公安委員会

委員長 風間 善樹

別表第三中

五五二	市道 上北線	甲府市貢川本町二番一六号先（保坂豊方西側）から甲府市貢川本町二番八号先（前沢秀則方東側）まで（二二〇メートル）	車両 自転車を除く。	終日	甲府 告示 五七・一一・一六 第五四号
-----	-----------	---	---------------	----	------------------------------

五五二 削除

甲府  
平成一三年一〇月  
一一日  
告示第四一號

別表第十中  
に改める。

一九〇	市道 舞鶴北通線	甲府市丸の内一丁目四番二〇号先（飯沼理容所前）交差点	三	甲府 四九・四・一一六号
-----	-------------	----------------------------	---	-----------------

一九〇	市道 舞鶴北通線	甲府市丸の内一丁目四番一九号先（田島義雄方前交差点）	三	甲府 平成一三年一〇月一一日 告示第四一號
-----	-------------	----------------------------	---	-----------------------------

二、九二六	町道	北巨摩郡長坂町渋沢一〇〇七番地の一九先（北農業高校東側）	一	長坂 五八・三・一七 一五号
-------	----	------------------------------	---	----------------------

二、九二六	町道	北巨摩郡長坂町渋沢一、〇〇七番地の一九先（北杜高校東側）	二	長坂 平成一三年一〇月一一日 告示第四一號
-------	----	------------------------------	---	-----------------------------

四、七九八	町道	北巨摩郡小淵沢町二、一四二番地先（スーパージェブエビスヤ東側交差点）	一	長坂 平成一三年九月二〇日 告示第三八号
-------	----	------------------------------------	---	----------------------------

四、七九八	町道	北巨摩郡小淵沢町二、一四二番地先（スーパージェブエビスヤ東側交差点）	一	長坂 平成一三年九月二〇日 告示第三八号
-------	----	------------------------------------	---	----------------------------

四、七九九	市道 川四貢線	甲府市貢川本町九番三四号先（リナム西側）	一	甲府 平成一三年一〇月一一日 告示第四一號
-------	------------	----------------------	---	-----------------------------

四、八〇〇	市道舞鶴公園 北通線	甲府市中央二丁目四番二号先ビ ジネスホテルニュー玉木前)	甲府	平成十三年一〇月一日 告示第四一號
-------	---------------	---------------------------------	----	----------------------

に改める。

別表第十六中

一〇、二八一	町道	北巨摩郡高根町東井出一三番 地先(出羽保方東側広域農道と の丁字路交差点西側・東進車両)	長坂	平成十三年九月二〇日 告示第三八号
--------	----	--	----	----------------------

を

一〇、二八一	町道	北巨摩郡高根町東井出一三番 地先(出羽保方東側広域農道と の丁字路交差点西側・東進車両)	長坂	平成十三年九月二〇日 告示第三八号
一〇、二八二	市道貢川四号線	甲府市貢川本町九番三四号先ク リナップ株式会社甲府ショール ム西側・南進車両)	甲府	平成十三年一〇月一日 告示第四一號
一〇、二八三	市道貢川四号線	甲府市貢川本町一番一六号先中 澤貢三男方西側・北進車両)	甲府	平成十三年一〇月一日 告示第四一號

に改める。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十條第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九條第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年十月十日までとする。  
平成十三年十月十一日

山梨県公安委員会  
委員長 風間善樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造又は輸入	検定番号
遊技機の種類及び区分				

株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一番七号	回胴式遊技機 規則第六條第五号(別表第一)	ナニワフサ クラフブサ	株式会社オリンピア	一四〇三五九
株式会社まさむら遊機 代表取締役 後藤常喜 愛知県名古屋市中区天白区中砂町一四五番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CRあど べん隊X	株式会社まさむら遊機	一〇〇三八四
サミール株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CR自己 中心派R	サミール株式会社	一〇〇三五五
株式会社大一商会 代表取締役 市原茂 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRバト ルヒーロ 伝説	株式会社大一商会	一〇〇二九三
株式会社タイヨー 代表取締役 山崎茂喜 東京都品川区東五反田一丁目六番三号	回胴式遊技機 規則第六條第五号(別表第一)	スカルス カスリ	株式会社タイヨー	〇四〇五四六
株式会社タイヨー 代表取締役 山崎茂喜 東京都品川区東五反田一丁目六番三号	回胴式遊技機 規則第六條第五号(別表第一)	スノース タイ	株式会社タイヨー	一四〇〇三三
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	ぱちんこ遊技機 規則第六條第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRピラ ミツ伝M	株式会社高尾	一〇〇三八八

# 正 誤

ページ	段	行	誤	正
昭和四十八年三月一日山梨県告示第百五十二号				(河川区域の指定)
一一〇	上	一一〇	富士川水系	相模川水系
昭和四十八年三月一日山梨県告示第百五十三号				(河川区域の指定)
一一〇	下	八	富士川水系	相模川水系

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番